

令和2年度第1回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
令和2年11月5日（木）午後2時～午後4時
- ◆ 開催場所
練馬区役所本庁舎9階901会議室
- ◆ 出席者
出席委員4名（会長、ほか3名）
区出席者5名（教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員3名）
- ◆ 議事
1 諮問
2 審議
 令和2年度指定・登録文化財について
- ◆ 報告事項
1 令和元年度指定・登録文化財の経過報告
2 令和2年度文化財関連事業計画
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：なし）
- ◆ 配布資料
資料 1-1 令和元年度指定・登録文化財関係（練馬区教育委員会告示第8号：写）
資料 1-2 令和元年度指定・登録文化財関係（「ねりま区報」令和2年3月1日号：写）
資料 1-3 令和元年度指定・登録文化財関係（「ねりまの文化財」第106号）
資料 2 文化財関連事業計画
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
Tel 5984-2442

会議の要旨

- <会長> 開会の挨拶
- <事務局> 会議の成立について報告
- <教育長> 諮問・挨拶
令和2年度練馬区指定・登録文化財について、練馬区文化財保護条例に基づき、下記のとおり諮問いたします。令和2年11月5日 練馬区教育委員会
文化財を指定・登録することについて、2件、内容は別紙のとおりです。（教育長退席）
- <事務局> 事務局異動職員の紹介
- <文化・生涯学習課長> 挨拶
審議会の公開について
- <事務局>
今回は諮問の段階ですので文化財の概要を紹介します。第2回で答申文案をご検討いただくときに、文化財について詳しい内容を示して参ります。
- <会長> それでは審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

<事務局>

本年度は、コロナウィルス感染症拡大防止のため、個人のお宅や寺社への調査を控えましたので、練馬区所蔵資料を諮問案件としております。

文化財を登録することについて

No.1「丸山遺跡出土の片口土器」の説明

<会長>

No.1「丸山遺跡出土の片口土器」について、ご質問ご意見はありますか。

<副会長・会長>

丸山東遺跡からの出土品はどのくらいで、登録・指定になっているものは何でしょう。

<事務局>区登録文化財になっているものは、「丸山東遺跡方形周溝墓出土品」、「丸山東遺跡出土の木製品」、「丸山東遺跡出土の石棒」の3件があります。そのうち、「丸山東遺跡方形周溝墓出土品」は都指定文化財、ほか2件は区指定文化財です

<会長>時代や物が違うと1点ずつ指定していますか。それとも一括ですか。

<事務局>石棒は単体で、方形周溝墓からの出土品は一括で指定しています。まとまりがあることに意味があるものは一括で指定しています。

<会長>土器自体の説明だけで遺跡の説明がないので、遺跡の価値や評価についての説明が答申文には必要と思います。

<委員>登録文化財になった後の研究の進展を答申文に反映して下さい。

<事務局>そのようにいたします。

<事務局>

文化財を登録することについて

No.2「鴨下家文書」の説明

<会長>No.2「鴨下家文書」について、ご質問ご意見はありますか。

<副会長>水車の最盛期とあるのはいつ頃ですか。

<事務局>3か所に水車があり、1つは千川上水筋のもので、明治9年頃創業し大正10年頃に廃業しました。もう1つは田柄用水筋で、明治22年に創業し、昭和初期まで水車が稼働していました。もう1つは、明治35年に所有した水車ですが、いつまでの操業か不明です。以上から、明治から大正時代にかけてが、最盛期と言えます。

<副会長>年代順の目録で作成していますが、水車稼業と生活に関わるものが入り組んでいてわかりにくいです。どういう種類があるのかわかるように大別して括っていただきたい。

<事務局>答申文には大別を提示するようにします。

<会長>分類することができますか。

<事務局>まとまりがある水車稼業の文書を中心に大別できます。

<委員>区の歴史の特徴である水車の文書は、登録に挙げるには問題ないと思います。確認したい点ですが、対象外にしたものは、その理由は何でしょう。

<事務局>従来の方針に基づき、刊行物等は除外しました。しかし、地域の歴史に関わるものは登録候補に含めています。

- <委員>その説明は分かります。一括して資料を見ることで、鴨下家の何か歴史的な性格を考える上で手掛かりになってくるものがあります。対象外にしていいのでしょうか。
- <事務局>今までの方針では、刊本でもその家の特徴を表すような資料は登録に含めています。平成28年度の審議会での審議から、一般的な刊行物は省く方針になった経緯があります。
- <委員>そうすると、その方針でいいかどうか、疑問があります。
- <会長>他の自治体では近代のものは、一括が多いのでしょうか。
- <委員>近代のものは詳しくないですが、近世文書でいえば一括の方向が多くなってきています。
- <会長>一括で指定して残していくことに、管理していけるのかどうかの問題も考える必要があります。以前は教科書等の刊行物は、区の他の施設で保管しているから登録から除外という考えもできると聞きましたが、一括して保存してあることで、その家の歴史を語る上で資料の価値があるとなると話は違えます。ところで、この鴨下家文書について書いてある刊行物がありますか。
- <事務局>昭和51年刊行の練馬区教育委員会発行『練馬の水系』の中に、昭和46年に寄贈を受けた文書のうち、特徴あるものだけ紹介していますが、目録はないです。今回初めて、昭和46年と平成28年寄贈の文書を整理して目録化しました。
- <副会長>近代の史料はどんどん捨てられているため、一括して保存することに意味があります。今すぐとは言わないが、指定・登録の仕方も含めて再検討が必要でしょう。石神井公園ふるさと文化館の収蔵状況はどうでしょうか。
- <事務局>すでに一杯になりつつあります。
- <会長>文書をいただってくる段階で、取捨選択を行うことはあると思いますが、寄贈を受けた時点で、すべてを区で保管する選択をしたのであれば、登録候補にするかしないかで、保存上の取り扱い方が変わるわけではありません。ということであれば、一括で登録してもいいのではないのでしょうか。
- <副会長>諮問には、水車稼業に関する説明だけになっていますが、それも鴨下家の生活の一部と考えるならば、登録除外対象にしているものも生活を示す文書です。やはり、目録に文書の種類がわかる大別をして示しておくことが必要です。
- <会長>中世の寺院文書では様々なものを一括保存しています。そうすることで、寺院の機能の多様性をみていく意味があります。鴨下家文書も、精穀業・製粉業に関連する文書だけに限らず、精穀業・製粉業を営んだ一家の生活を表す文書として、一括する方向を検討してはどうでしょうか。他に、何かご意見いかがでしょうか。
- <委員>同じ意見です。目録については、稼業に関わる文書がどれかをわかるようにしておいた方がいいです。内容がわからないものとしてずっと箱にしまわれている状態にならないように、今後の活用をしやすいように、目録に分類を入れた方がいいと思います。一括で登録・指定をしていく事に関しての判断は難しいです。
- <事務局>水車稼業と地域に関する資料などに分類ができると考えています。答申文では大別を提示し、目録上も分類がわかるように工夫します。区内の他の文書には、水車に関わる文書を含むものはありますが、鴨下家文書の水車稼業の帳簿は突出してまとまりをもっており、諮問文には一番の特徴である水車稼業に関して記述しています。
- <会長>私の考えになりますが、鴨下家文書を水車資料として登録しても、この文書の評価としては充分ではないと思います。一軒の家には、表向きの商いがあって、同じようにプライ

ベートの生活もあって、何のために商いをするかと言えば、子どもたちの学習のためという考えもあるわけで、今回この文書は、一括して石神井公園ふるさと文化館に収蔵されていることも考慮すると、近代のある一家の生活を明らかにできる資料として一括で登録を考えることも大事です。

<事務局> 従来の方針の再検討も含め、鴨下家文書の全体像を示すため、一括の方向性で答申文の作成を行っていきます。

<会長> どこに価値をおいて考えるかで、文化財の指定・登録の方針は動いていいと思いますので、再検討をお願いします。では、以上で審議を終了します。続いて、報告事項について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

報告事項 1 令和元年度指定・登録文化財の経過報告

報告事項 2 令和2年度文化財関連事業計画

資料 1-1 令和元年度指定・登録文化財関係（練馬区教育委員会告示第8号：写）

資料 1-2 令和元年度指定・登録文化財関係（「ねりま区報」令和2年3月1日号：写）

資料 1-3 令和元年度指定・登録文化財関係（「ねりまの文化財」第106号）

<会長> ご質問はございますか。本日はこれにて閉会いたします。ご協力ありがとうございました。